

産業成長事業〈小規模事業者挑戦ステージ〉認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県産業成長応援条例（令和元年7月鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）及び鳥取県産業成長応援条例施行規則（令和元年7月鳥取県規則第6号。以下「規則」という。）の規定に基づき、産業成長事業〈小規模事業者挑戦ステージ〉の認定について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 産業成長事業〈小規模事業者挑戦ステージ〉は、事業者が策定する新たな取組に関する事業を産業成長事業〈小規模事業者挑戦ステージ〉として認定し、もって事業者の成長と鳥取県経済の活性化を図るとともに、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第14条の規定による経営革新計画策定等の更なる発展への意欲を高めることを目的とする。

(定義)

第3条 条例第2条に定めるもののほかこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業者」とは、強化法第2条第1項に定めるもの又は県内産業成長のため特に必要があるとして商工労働部長が認める団体をいう。
- (2) 「新たな取組」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の生産又は販売の新たな方式の導入、デジタル技術を活用した販路開拓手段の導入並びに役務の提供の新たな方式の導入その他の新たな事業活動であって事業者が初めて取り組むものをいう。
- (3) 「商工団体」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に定める商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に定める県商工会連合会（商工会の地区を広域的に支援するために県商工会連合会内に設置する組織を含む。）及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める県中小企業団体中央会をいう。

(申請等)

第4条 産業成長事業〈小規模事業者挑戦ステージ〉の認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、規則に定める申請書に、様式第1号による計画（以下「計画」という。）等を添えたもの正・副各1部を申請者の所在地を管轄する商工団体（以下「所管商工団体」という。）に申請するものとする。

- 2 商工団体は、前項により申請された計画について、新規性、実現可能性、その他の要件を審査し、適当と認めたものについて、様式第2号により知事に申請書の正1部を送付するものとする。
- 3 第1項の申請を行うことができる事業者は、鳥取県内に主たる事業所を有する事業者のうち、申請日時点で従業員数が20名以下で、所管商工団体から継続的指導を受けている者とする。
ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する業種の事業を行う者を除くものとする。

(計画)

第5条 計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない

- (1) 申請企業の概要
- (2) 計画名
- (3) 既存事業の概要
- (4) 新たな取組の内容
- (5) 目標（新たな取組により期待される効果）
- (6) 経営の向上の程度を示す指標の申請日前の直近期末と計画終了日の属する期末の数値
- (7) 計画期間（実施期間は計画の認定日から最長2年間とする）

- (8) 経営計画
- (9) 新たな取組に係る実施項目、期間、資金計画

(計画の認定)

第6条 知事は、申請書が提出されたときは、計画が次条第1項及び第2項に定める基準により審査し、これに適合することを確認したのものについて、産業成長事業〈小規模事業者挑戦ステージ〉として認定する。

- 2 知事は、前項の規定により計画の認定又は不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を所管商工団体を経由し申請者に通知する。

(認定基準)

第7条 前条第1項の認定は、次の各号及び次項の基準をすべて満たす場合に行うものとする。

- (1) 計画に記載した内容が新たな取組に該当すること。
 - (2) 計画終了日の属する期末における売上高、付加価値額、経常利益のいずれかが申請日前の直近期末と比較して増加する計画であること。
 - (3) 計画の実現可能性があること。
 - (4) 計画が関係法令に違反しないこと。
 - (5) 計画が公序良俗に反しないこと。
- 2 前項に掲げる認定基準の詳細については別途定める。
 - 3 前条第1項の規定に関わらず、第1項第3号の審査については、所管商工団体が行うものとし、知事は改めて審査を行わない。ただし、知事は必要に応じて審査結果について所管商工団体と協議を行うことが出来る。

(認定をしない場合)

第8条 前条の規定にかかわらず、県は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定をしない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

(実施計画の変更等)

第9条 産業成長事業〈小規模事業者挑戦ステージ〉の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた計画を変更しようとするときは、様式第3号による変更申請を所管商工団体を経由し知事に申請し、変更承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、軽微な変更について変更承認を要しないものとする。ただし、商工団体はその内容について県に報告しなければならない。
- 3 第4条の規定は、第1項の承認について準用する。

(認定の取消等)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業者は、所管商工団体を経由して知事に速やかに報告しなければならない。

- (1) 認定事業者が第3条第1項に規定する事業者でなくなったとき。
 - (2) 産業成長事業〈小規模事業者挑戦ステージ〉を実行することが困難なことが事実になったとき。
- 2 前項の報告を受けたときは、知事は当該認定を取り消すものとする。

(中間状況報告)

- 第 11 条 計画期間中の認定事業者は、計画の認定を受けて計画期間が終了するまでの間の毎年 8 月 31 日現在及び毎年 2 月末日現在の売上高、付加価値額、経常利益等の状況について、それぞれ 9 月 15 日及び 3 月 15 日までに商工団体の定める方法により報告しなければならない。
- 2 商工団体は前項の規定により報告された内容を取りまとめ、それぞれ 9 月 30 日及び 3 月 31 日までに県に報告するものとする。

(最終状況報告)

- 第 12 条 認定事業者は、計画期間終了後、計画期間最終日現在の売上高、付加価値額、経常利益等の状況について、計画期間終了後 15 日以内に商工団体の定める方法により報告しなければならない。
- 2 商工団体は、前項の規定により報告された内容を取りまとめ、3 月 1 日から 8 月 31 日までに報告されたものを 9 月 30 日までに、9 月 1 日から 2 月末日までに報告されたものを 3 月 31 日までに、それぞれ県に報告するものとする。

(所掌)

- 第 13 条 この要領に関する事務は、商工労働部企業支援課において所掌する。

(その他)

- 第 14 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年 7 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 19 日から施行する。